



市長がゲームに飛び入り参加

「東区タウントーク」～あなたの街で市長と語ろう！

2月9日 東区民センター

「健康づくりフェスティバル」の開催と合わせて、市民と市長が対話する「東区タウントーク」が行われ、約180人が参加しました。健康づくりを実践している市民団体や、一般参加者との意見交換が活発に行われました（タウントークの内容は、本誌10、11ページをご覧ください）。

大盛況！区内の市民団体の祭典

3月5、6日 東区民センター

区内で活動する市民団体の活動発表の場「コミュニティマーケットin東区（COME）」。

27の市民団体が、展示やパフォーマンスなど、多彩な方法で日ごろの活動成果を発表。2日間を通じて約400人の市民が訪れ、会場は大盛況でした。



「市民活動情報ブース」



教えて！区役所の仕事

第1回

住所変更

区役所では、**住民基本台帳**を作成しています。住民基本台帳は、皆さんの住所を証明したり、選挙や国民健康保険、国民年金などの基礎資料として利用したりしています。

住民基本台帳には常に正確な記録を整備しておかないと、さまざまな行政サービスが行えなくなります。そのため、皆さんが住所を変更した際には、届け出が必要です。

住所変更の届け出は、引っ越し前に、あらかじめ旧住所の区役所に**転出届**を提出して、**転出証明書**を受け取ります。引っ越しした日から十日以内、**転出証明書**と**転入届**を提出してください（事前の転入届け出はできません）。

区内の住所変更でも、必ず届け出が必要です。



住所変更の届け出は、引っ越しすれば良いの？

【市外へ引っ越しする場合】

引っ越し前に、あらかじめ旧住所の区役所に**転出届**を提出して、**転出証明書**を受け取ります。引っ越しした日から十日以内、**転出証明書**と**転入届**を提出してください（事前の転入届け出はできません）。

【市内で引っ越しする場合】

引っ越しした日から十四日以内に、新住所の区役所に**転入**

・**転居届**を提出してください。東区内の住所変更でも、必ず届け出が必要です。

【市外から転入した場合】

旧住所の役所で発行された**転出証明書**を、**転入届**と一緒に新住所地の区役所に提出してください。



本人が窓口に行かないと手続きできないの？

【代理人による届け出】

代理人でも届け出できます。転出入日と新旧の住所、世帯主と世帯構成員の氏名、生年月日、続柄などを確認してからお越しください。市外からの転入の場合は、**転出証明書**もご持参ください。委任状はいりません（**住民票を請求する場合、委任状が必要**です）。

【郵送などによる届け出】

送付で届け出できるのは、**転出届**だけです。旧住所の役所に、**転出届**と切手を張った**返信用封筒**を送ってください。後日**転出証明書**を返信します。



届け出を素早く終わらせるコツを教えてください！

【混雑する時を避けましょう】

月曜日や連休明けは混雑します。また、転勤などが多い三月～四月は、一年で最も混雑しますが、込み合う日でも、午前八時四十五分～十時ころは、比較的すいています。

【届書を正しく書きまじょう】

届書に不備や記載漏れがあると確認に時間が掛かります。窓口にある記載例を参考に、**届書は正しく記入**しましょう。

【担当課】戸籍住民課

☎741-2400（内線232～236）

- ※窓口では虚偽の届け出を防ぐため、届出人の身分確認をしています。窓口に来る方のお名前が確認できるもの（免許証・保険証など）をお持ちください。
- ※戸籍住民課のホームページでは、住所変更届の用紙などがダウンロードできます。記載例もありますので、ご活用ください。
札幌市戸籍住民課ホームページ
<http://www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/>